

氷見市移住者自動車運転支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市移住者自動車運転支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、市外から転入する者の自動車運転技術の取得を支援し、もって定住人口の増加を図るため、市内の自動車学校において講習を受けた者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、当該自動車学校の受け入れ態勢により受講が困難な場合は、市外の自動車学校での受講も可能とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に転入した日以後2年を経過していない者であって、当該転入した日直前1年間に、市内に居住していなかった者
- (2) 市内に居住している者であること。
- (3) すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する者であること。

(補助金の金額等)

第4条 補助金の金額は、自動車学校が実施した講習費用相当額とし、1回当たり7千円を限度とする。

2 補助金の支給限度額は講習2回分の費用までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに関する同意書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氷見市移住者自動車運転支援補助金受講証明書

(2) その他市長の必要と認める書類

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行われた自動車運転講習について適用する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に行われた自動車運転講習

について適用する。